

厚生労働省発表
平成20年5月23日
(平成20年6月12日訂正版)

担	大臣官房地方課 労働紛争処理業務室長 金刺 義行
当	室長 補佐 藤原 義彦 電話 03-5253-1111 (内線7736) 夜間直通 03-3502-6679

《平成19年度個別労働紛争解決制度施行状況》 個別労働紛争解決制度の利用が引き続き拡大

- ・ 総合労働相談件数 約 100 万件
- ・ 民事上の個別労働紛争相談件数 約 20 万件
- ・ あっせん申請受理件数 約 7 千 件

《概要》

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ～平成19年度～

1. 総合労働相談件数 : 997,237件(5.4%増*)
2. 民事上の個別労働紛争相談件数 : 197,904件(5.6%増*)
3. 助言・指導申出受付件数 : 6,652件(15.5%増*)
4. あっせん申請受理件数 : 7,146件(3.2%増*)

【* 増加率は、平成18年度実績と比較したもの。】

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月の施行から今年で7年を迎えるが、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化等を反映し、全国約300カ所の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談の件数は約100万件、民事上の個別労働紛争に係る相談件数も約20万件となり、制度発足以降依然として増加を続けている。

また、助言・指導申出受付件数は6千6百件を超え、あっせん申請受理件数は約7千件と昨年度実績を上回っており、引き続き、制度の利用が進んでいることが窺える。

【参考】

平成19年労働関係民事通常訴訟事件の新受件数 2,246 件

平成19年労働審判制度の新受件数 1,494 件 (ともに全国地方裁判所)

『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(別添4、5)』に基づく、個別労働紛争解決制度の平成19年度の施行状況は以下のとおりである(概要は別添2、都道府県労働局別一覧は別添3)。